# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
14	後期高齢者医療保険に関する事務	基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

東海村長

#### 公表日

令和7年6月19日

#### I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、医療給付等に関する申請及び届出の受付、被保険者証の発行等の事務を行う。
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請,届出等の受理 ②被保険者の資格管理及び被保険者証等の引渡し・再交付・返還受理 ③保険料の賦課に必要な情報の確認 ④保険料の徴収 ⑤特別徴収対象者の管理
③システムの名称	後期高齢者医療制度システム,後期高齢者医療広域連合電算処理システム,年金集約システム,宛 名管理システム,中間サーバー
2. 特定個人情報ファイ	ル名
後期高齢者医療被保険者に	アイル、保険料情報ファイル、年金特徴情報ファイル、宛名情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項,別表第一項番59,平成26年内閣府・総務省令第5号 第46条
4. 情報提供ネットワーク	プシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号, 別表第二項番82 平成26年内閣府・総務省令第7号 第43条の2の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号, 別表第二項番83(別表第二項番83に係る主務省令は未公布)
5. 評価実施機関におけ	
①部署	福祉部保険課
②所属長の役職名	福祉部保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開え	₹•訂正•利用停止請求
請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
8. 特定個人情報ファイ	ルの取扱いに関する問合せ
連絡先	東海村福祉部保険課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
9. 規則第9条第2項の	適用 [ ]適用した
適用した理由	

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か			<選択肢>				
	いつ時点の計数か	令和7	年1月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7:	年1月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類				
[    基礎	項目評価書	1		<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	書及び	
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関につい	ては、それぞれ重点	項目評価書又は全項	項目評価書において	て、リス	ク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネ	ットワークシステム	を通じた入手を除	<b>&lt;.</b> )		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報	<b>報提供ネットワークシ</b>	ノステムを通じた提供		0 ]	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの	接続	[ ]接続	しない(入手)	I I	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			Ι	]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠				とで記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど. 登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を		

9. 監査								
実施の有	無	[0]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ]外部	監査	
10. 従業	者に対する教育・	啓発						
従業者に	対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行・ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も	優先度が高いと考	きえられる	る対策		[ ]全	項目評価又は重点項	目評価を実施	する
最も優先る対策	度が高いと考えられ	<選択服 1) 2) 3); 4); 5); 6); 7); 8);	目的外の入手が行われ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正な 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク	れるリスク 事なに使 不正に等の すわれるした すわステムを シンステムを い滅失・野	への対策 要のない情報 用されるリス リスクへの対策 スクへの対策 通じて目的が	最との紐付けが行われる クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークジ トの入手が行われるリス な提供が行われるリスク・	ンステムを通じた提供 .クへの対策	]
当該対策	は十分か【再掲】	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	3	
判	断の根拠	るようア 限の所	クセス制限を行ってお	り, かつ, 3当者研修	定期的にアク	ができる端末, 職員, 参! 7セスログの確認を行って ま時のログアウト徹底や	ている。また、アク	ウセス権

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	①部署	福祉部保健年金課	福祉部福祉保険課	事後	
平成28年4月1日	②所属長	福祉部保健年金課長 飯村 透	福祉部福祉保険課長 富田 浩文	事後	
平成28年4月1日		東海村福祉部保健年金課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部福祉保険課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日		福祉部福祉保険課	福祉部住民課	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	福祉部福祉保険課長 富田 浩文	福祉部住民課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	連絡先	東海村福祉部福祉保険課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部住民課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
△和4年2月15日	I 関連情報	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号, 別表第二項番82(別表	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号, 別表第二項番82(別表	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	対象人数 1万人以上10万人未満 令和3年1月1日 時点	対象人数 1,000人以上1万人未満 令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
今和5年2月6日	I関連情報	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号, 別表第二項番82(別表	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号, 別表第二項番82	事後	
会和5年2月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉部住民課	福祉部保険課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	I 関連情報   5. 評価実施機関における担	福祉部住民課長	福祉部保険課長	事後	
令和5年2月6日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東  海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東  海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報  8. 特定個人情報ファイルの	東海村福祉部住民課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部保険課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	Ⅲしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	<b> </b> 1. 対象人数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	<b>I</b> 1. 対象人数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	事後	
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式対応
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		[十分である] 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており、かつ、定期的にアクセスログの確認を行っている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対策を講じている。	事後	新様式対応
令和7年6月19日	公表日	令和7年3月29日	令和7年6月19日	事前	基幹業務システムの統一・標 準化に向けた再実施
令和7年6月19日	┃ Ⅰ 関連情報  7. 特定個人情報の開示・訂  正・利用停止請求	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	